

滝之上旭台町内会規約細則（令和 6 年度）

第 1 章 総則

（名称及び事務所）

第 1 条 本会の名称は、“滝之上”と“根岸旭台”を合わせた町内会として発足し、当初から“滝之上旭台町内会”（以下「本会」という。）と称したことに由来する。

（区域）

第 2 条 本会の区域は、発足当初から行政指導により横浜市中区滝之上 50 番地より 79 番地までが除外されている。

（会員）

第 3 条 本会の会員資格は、第 2 条に定める区域に住民登録（住民基本台帳登録）した世帯とする。

（目的）

第 4 条 本会は規約第 4 条に規定する目的に加え、特に、行政機関の行き届きにくい部分やこれを補完することにより、よりよい地域社会を形成することを重視する。

（事業）

第 5 条 本会は規約第 5 条に規定する各項に加え、別に定める「特定事業に関する取り決め」に基づき次の事業を設置する。

（１） 滝之上旭台クラブ

（２） 防災基金

第 2 章 役員

（役員の種別）

第 6 条 本会の特定事業の役員は、会長直轄とする。

（役員の選任）

第 7 条 役員の選任の詳細は、別に定める「役員選任に関する取り決め」によるものとする。

（役員の職務）

第 8 条 役員の職務は、役員に選任された時点で、速やかに前任者の職務を簡潔な文書にて引き継ぐものとする。

2 会長、民生委員・児童委員、民生委員・児童委員・主任児童委員、青少年指導委員、スポーツ推進委員、環境事業推進委員、保健活動推進委員及び家庭防災連絡委員に異動があった場合、会長が所定の書式により行政に速やかに届ける。

3 民生委員・児童委員、民生委員・児童委員・主任児童委員は、行政の准公務員として位置づけられ、満 79 歳で任務が終了する。壮年・シニア対応の職務と若年・子供対応の職務を分担する。また、主任児童委員は、6 地区からの要請があった場合（現行第 6 地区全体で 2 名中 1 名を本会が務めている）月例会議に出席する。なお、若年・子供対応の職務は、子供会と連携を密にし、その目的の達成に努める。

4 班長は、別に定める「班長の役割」に則り職務を分担する。

5 第 5 条、第 7 条並びに第 8 条における滝之上旭台クラブは、別に定める「滝之上旭台クラブ規約」並びに「滝之上旭台町内会財政構造」に基づき、適正に運営されるものとする。

（役員の任期）

第 9 条 役員の任期は、被選任者の意志を尊重し、再任を妨げない。

- (2) 役員の最長任期は、満 80 歳を原則とする。
- (3) 役員の退任に際し、III. 役員退任に関する取り決め第 2 条 3 項に定める書式による届け出が必要である。
- (4) 役員退任後は、事情の許し限り後任の職務をボランティアで協力する。
- (役員の解任)

第 10 条 役員が本規約に基づき解任された場合、その会員資格を解くものではない。

(役員の手当)

第 11 条 役員には、別に定める「役員手当に関する取り決め」に基づき、諸業務の対価として役員手当を支払う。

第 3 章 総会

(総会の構成)

第 12 条 総会は、当該会計年度末又は開催時に在籍した全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第 13 条 本条項に係わる細則なし。

(総会の招集)

第 14 条 総会の招集は、別に定める「総会に関する取り決め」に基づき、各班長が会員に周知徹底するものとする。

(総会の審議事項)

第 15 条 本条項に係わる細則なし。

(総会の議長)

第 16 条 本条項に係わる細則なし。

(総会の定足数)

第 17 条 総会出席者の委任状は、「総会に関する取り決め」に基づき各班長が集約管理し、総会開催前日までに会長（又は庶務）まで提出しなければならない。

2 総会の定足数は、全会員の 2 分の 1 以上でなければならないため、全会員の約 80% が集合住宅居住者であることに鑑み、総会出席者の委任状の集約には各班長の多大な協力が必要である。

3 万一、総会の定足数が全会員の 2 分の 1 以上に満たない場合、全役員の 2 分の 1 以上の会員の出席があれば総会が開催できるものとする。

(総会の議決)

第 18 条 本条項に係わる細則なし。

(総会の議事録)

第 19 条 「総会に関する取り決め」に基づき副会長が議事録を作成する。署名された議事録は少なくとも 5 年間保存しなければならない。また、議事録の写しを全会員に開示しなければならない。

第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 20 条 本条項に係わる細則なし。

(役員会の招集)

第 21 条 本条項に係わる細則なし。

(役員会の審議事項)

第 22 条 本条項に係わる細則なし。

(役員会の議決)

第 23 条 役員会の議事録は、副会長が作成し、会員からの要求があれば開示するものとする。

第 5 章 会計

(経費)

第 24 条 本会の経費は、別に定める「会計に関する取り決め」に基づき策定し、役員会を経て総会の承認を得るものとする。

(会費)

第 25 条 本会の会費に関して、退会者には本人から退会届があれば未経過分を返金する。

2 会員の入会届並びに退会届は別紙による。

(会計年度)

第 26 条 本条項に係わる細則は、「会計に関する取り決め」による。

第 6 章 雑則

(委任)

第 27 条 本条項に係わる細則なし。

(慶弔金)

第 28 条 9 月 15 日で満 70 歳以上であって所定の登録がなされた会員世帯に対するお祝いは、一人当たり 1,000 円相当とする。

2 本会の退任役員への謝礼や手当は、別に定める「役員手当に関する取り決め」による。

3 5 月 5 日（こどもの日）まで過去 1 年間で新生児を得た会員世帯に対するお祝いは、一人当たり 2,000 円相当とする。

(地域協力金)

第 29 条 本条項に係わる細則なし。

(個人情報保護の取扱い)

第 30 条 本会の町内会活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理について、別に「個人情報取扱規程」並びに「ホームページ運用規程」に定め、適正に運用するものとする。

(改廃)

第 31 条 この細則は、役員会において改廃するものとする。

附則

この規約細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規約細則は、平成 27 年 7 月 23 日から改正・施行する。

3 この規約細則は、平成 29 年 3 月 23 日から改正・施行する。

4 この規約細則は、平成 30 年 3 月 20 日から改正・施行する。

5 この規約細則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正・施行する。

6 この規約細則は、令和 4 年 4 月 30 日から改正・施行する。

I. 会員に関する取り決め

(目的)

規約第2条並びに同細則第2条に定める本会会員の加入・退会の方法並びに本会活動の周知徹底について取り決める。

(加入方法)

1. 本会への加入は、別に定める書式によって各人が記入し、本会会長に提出する。
2. 集合住宅の居住者が、本会に加入する場合も第1項同様に各人が書式に記入し、本会に提出する。
3. ただし、当該会員の開示の同意が得られない場合、当該住宅の理事会、自治会等でその名簿を一括管理保存する。

(会員情報の共有)

1. 本会の会員情報は、個人情報取扱規程並びにその細則に基づき、会員が共有する。
2. 当該会員及び又は当該集合住宅の合意が得られない場合は、当該集合住宅の理事会、自治会等が管理する。
3. ただし、当該集合住宅の役員（含む町内会班長）には会員情報を周知徹底させる。

(町内会活動への参加)

1. 本会の会員は、積極的に本会の活動に参加する。
2. 集合住宅に在住の本会会員も同様、積極的に本会の活動に参加する。
3. 集合住宅における本会活動（回覧物の徹底、活動参加者名簿の回収報告、広報類配布、会員の異動等）には、当該会員が相互に協力する。

(退会方法)

1. 本会からの退会は、別に定める書式によって各人が記入し、本会に提出する。
2. 退会会員に関する情報は、速やかに消去・破棄する。

(その他)

この取り決めは、平成30年7月25日から施行する。

II. 特定事業に関する取り決め

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、通常の事業に加え特定事業を実施することによって、本会は規約第4条に規定する目的に資する。

(組織)

第2条 本会は、会長の下に特定事業を組織する。

(事業)

第3条 本会は、滝之上旭台クラブ及び防災基金事業を特定事業とする。

(会計)

第4条 特定事業の会計は、本会会計とは独立である。

(雑則)

第5条 防災基金事業に関しては、当面防災基金運用規約に基づく業務とする。

(改廃)

第6条 この取り決めは、役員会において改廃する。

第2章 滝之上旭台クラブ規約

滝之上旭台クラブ規約は、別に定めるものによる。

第3章 防災基金運用規約

防災基金事業を推進するための防災基金運用規約は、別途定める。

(付則)

この取り決めは、平成27年4月1日から制定・施行する。

この取り決めは、令和4年4月30日から改定・施行する。

III. 滝之上旭台 クラブ規約

(名称)

第1条 本会の名称は 滝之上旭台クラブとする。

(目的及び会員)

第2条 (1) 本会は、会員相互の親睦を密にし、修養慰楽を共にし、人格の向上を図り老人福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 会員の資格は、原則として滝之上地区又は根岸旭台地区に居住する55歳以上の当町内会会員(A会員)とする。ただし、会長(代表)に届け出があった場合、この限りでないもの(B会員)とする。

(3) 滝之上地区又は根岸旭台地区に居住以外の加入者(B会員)は所定の書式によって届けなければならない。

(所在地)

第3条 本会は当町内会の特定事業組織とし、その事務局は会長(代表)宅に置くと共に事務局には書記を置くものとする。

2 会長(代表)宅 船越信義 横浜市中区根岸旭台32 ドミナス山手A-4

(役員)

第4条 役員は会長、副会長(2名)、会計、監事、常任委員(4名以上)を置くものとする。

2 以降会長は代表に、副会長は副代表にそれぞれ読み替えるものとする。

(役員の分担)

第5条 本会役員の任務分担は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する外、各会議の議長となる
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき会長職を代行する。
- (3) 会計は収支を処理し、予算及び決算書を作成する。
- (4) 監事は経理状況を監査する。
- (5) 常任委員は役員と連絡を保ち、会務の運営と行事の実行に協力する。

(役員の選任)

第6条 本会の役員は総会に於いて会員中より選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし再選は妨げない。

但し、補欠役員の任期は前任者の残余期間とする。また、会長が任期中に退任する場合、残期1年未満につき、副会長がその任を代行する。

(役員会)

第8条 役員会は原則として、3か月に1回開催する。

(総会)

第9条 総会は、毎年度初めに開催する。又、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催することが出来る。

(決議事項)

第10条 総会に於いて決議すべきことは次の通りとする。

- (1) 会則の改廃。
- (2) 毎年事業年度の事業計画及び予算審議
- (3) 事業並びに決算報告。

(4) 役員の改選。

(5) その他

(決議方法)

第 1 1 条 総会の決議は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が採決する。

(会計報告)

第 1 2 条 会計は総会に於いて会計に関する報告をする。

(会計期間)

第 1 3 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日とする。

(会費)

第 1 4 条 本会の会費は、会員月額 1 0 0 円とする。

(個人情報保護の取扱い)

第 1 5 条 本会の諸活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供および管理について、滝之上旭台町内会の「個人情報取扱規程」並びにその細則の定めに準拠して、適正に運用するものとする。

(付則)

本会規約は、平成 21 年 1 月 1 日から実施する。

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から改正・施行する。

本規約は、平成 29 年 7 月 19 日から改正・施行する。

本規約は、平成 30 年 1 月 17 日から改正・施行する。

本規約は、令和 2 年 4 月 15 日から改正・施行する。

滝之上旭台クラブ加入申請書

令和 年 月 日

滝之上旭台クラブ会長 あて

「滝之上旭台クラブ」加入申請書

会員種別（○囲む）	A 会員（町内会員）、B 会員（町内会外）
加入同好会名 （ ）は休部	コーラス、（ノルディックウオーキング）、（ウクレレ）
フリガナ	
加入者氏名	
生年月日	
住 所 （アパート名、マ ンション名までご 記入ください）	
電話番号	
ご意見など	

【個人情報の取扱】

ご記入いただいた個人情報は、会員相互の及び役員との諸連絡、クラブ諸活動、災害時の避難、救助活動、会議資料、名簿作成等の際に利用します。また、本人の同意なく第三者に提供することはありません。詳細は、町内会「個人情報取扱規程」にあります。

【滝之上旭台クラブ会費】

- ① 会費は、1 名当たり月額 100 円です。
- ② ②会費の納入は、年払いをお願いします。なお、途中転居される場合や退会の申し出があれば、未経過分を返金させていただきます。

【お問合せ先】

ご不明のところがございましたら、会長または副会長*までお問い合わせください。

*** 副会長：藤田可南子 旭台ハイツ A-803 Tel:045-651-1305**

IV. 役員選任に関する取り決め

(連絡協議会指針)

役員選任方法として、次のようなものがある。

- ア 選出委員会のような別組織を設けて指名する。
- イ 役員会で互選する。
- ウ 選挙により選出する。

(目的)

第1条 本会は、中区連合町内会長連絡協議会指針に準拠して、役員を選任する。

(会長候補者の選出)

第2条 会長候補者は、前第1項ア項及びイ項に鑑み、役員選出委員会の指名又は互選により選出する。

2 役員選出委員会は会長、副会長及び部長によって構成し、監事、庶務並びに委員会が認めるオブザーバが同席するものとする。役員選出委員会の委員長は会長が務めることを基本とする。ただし、会長が被候補者となった場合、委員会の話し合いで委員長を決める。

3 会長が任期満了で職を退任する場合、2カ月前までに役員会へ別に定める書式により届ける。

4 会長が任期中に職を退任する場合、残期1年未満につき、副会長がその任を代行する。

(会計及び監事候補者の選出)

第3条 会計及び監事候補者は、第2条に準じて行う。

(その他の役員)

第4条 その他の役員候補者は、新会長候補者の指名または役員選出委員会の指名による。

2 その他の役員が任期中または任期満了で職を退任する場合、後任の役員候補者を添えて退任する2カ月前までに役員会並びに会長へ別に定める書式により届ける。

(承認と就任)

第5条 役員候補者の選出の結果は役員会の了承を経て、総会における承認後就任する。

(自治会町内会異動届)

第6条 会長に異動があった場合、会長が「自治会町内会異動届」により行政に速やかに届ける。

2 民生委員・児童委員、民生委員・児童委員・主任児童委員、青少年指導委員、スポーツ推進委員、環境事業推進委員、保健活動推進委員及び家庭防災連絡委員に異動があった場合、会長が所定の書式により行政に速やかに届ける。

(改廃)

第7条 この取り決めは、役員会において改廃する。

(付則)

この取り決めは、平成27年3月1日に制定・施行する。

- 2 この規約細則は、平成27年7月23日から改正・施行する。
- 3 この規約細則は、平成28年1月30日から改正・施行する。
- 4 この規約細則は、平成29年2月23日から改正・施行する。

退任届

私は、このたび下記の理由により、令和____年____月____日をもって滝之上旭台町内
会の（役職名）_____を退任いたしたく、お届けいたします。

（退任理由）_____

なお、小職の後任役員として_____さんを推薦いたします。

令和____年____月____日

（住所）

（氏名）_____印

滝之上旭台町内会

会長

役員会

御中

（推薦後任者ご参考資料）

氏名

住所

電話番号

V. 班長の役割

令和6年4月

滝之上旭台 町内会

日頃、町内会の活動にご協力を頂きありがとうございます。町内活動が円滑に進むように班長さんの役割をまとめてみましたので、下記の通り宜しくお願い致します。

(1) 町内会費の徴収、会員の加入・退会、班長交替の連絡について

会計（係）から連絡があり次第町内会費を徴収し、次回の町内会議にご持参下さい。

（1ヶ月300円で1年分一括徴収、又は年2回の分割徴収）

新規加入された会員の班名、氏名、電話番号、住所を庶務と会計に連絡願います。

退会の申し出があった場合、班名と氏名を庶務と会計に連絡願います。

班長は基本1年輪番で交替します。前任者は任期終了の1か月前を目途に、新班長の氏名、電話番号、住所を庶務まで連絡願います。

(2) 回覧板について

回覧がスムーズに廻るように気を配って下さい。また、報告・回答等の必要なものについては、期日まで次の庶務（係）へご連絡下さい。 《期日厳守》

（滝之上地区：田中温子 623-6408、根岸旭台地区：田中 靖三 623-6408）

特に、総会出席者の委任状に関しては、回覧がスムーズに廻っているかに気を配って頂き、戸別居住者並びに集合住宅代表者への戸別連絡等により期日までに委任状を回収し、庶務（係）までお届け下さい。

(3) 広報誌等の配布について

広報誌等の配布は令和2年3月をもって終了しましたので、この業務はなくなります。

(4) 訃報の連絡（連絡のあった場合のみ）

班内でご不幸があった時は、大至急訃報の連絡を庶務係までお願い致します。

庶務（係）では連絡を受け次第至急回覧を廻しますのでお通夜に間に合うように関係者に手渡しで回覧願います。尚、留守のお宅用には、訃報のお知らせを数枚付けておきますので、ポストに入れてあげて下さい。

連絡必要事項： ・死亡者の氏名 ・住所 ・年齢 ・死亡日時
・お通夜と告別式の場所と日時

(5) 慶弔金の係わる当該世帯案内について

慶弔金に関しては、民生委員・児童委員のご案内協力をお願いします。

(6) 防犯街灯について

防犯街灯が消えていたり、器具が壊れていたりしたら、防犯街灯係までお知らせ下さい。

防犯街灯係の担当：和田美佐子 090-9345-3103 までお願いします。

(7) 災害発生時の担当班の状況把握と連絡について

災害が発生した場合、担当班の状況を把握し、担当班内の家庭防災員へ速やかに報告。

(8) 町内会役員会議への出席

原則として毎月最終週の月曜日（変更になることもあります）19:00より約2時間箕沢地域ケアプラザのボランティアルームで会議が開かれますので、ご出席下さい。

(9) 町内会費の使途について

ごみネット・防犯灯（バス通り以外のすべての街灯）の修繕・電気料金・掲示板管理（4か所）、運動会、親睦活動、防災訓練、慶弔等の費用に使われていることを理解し、必要があれば会員並びに新規入会員に説明してください。

○ お忙しいとは思いますが、各行事へは、積極的に参加をお願い申し上げます。 以上

VI. 役員手当に関する取り決め

第1条（目的） 本会の諸職務はボランティア精神のもとに遂行することを基本とするが、本会規約第11条に基づき諸職務への対価を、財政規模を勘案して支給する。

第2条（手当額） 本会の役員手当は、次による。

役職名	年間支払額 (円/人)	支払人数	合計	備考
会長	30,000	1	30,000	
副会長	12,000	2	24,000	1名コーディネーター(青体, スポーツ, 子供)
班長	2,000	35	70,000	手当減額、9班B新設
会計	12,000	1	12,000	
広報	12,000	1	12,000	ホームページ担当のみ
庶務	12,000	2	24,000	
監事	12,000	1	12,000	1名欠員
防災部長	12,000	1	12,000	
防犯部長	12,000	1	12,000	
交通部長	12,000	1	12,000	
文化部長	12,000	1	12,000	
民生委員・児童委員	12,000	2	24,000	3年任期、11月任期満了
民生委員・児童委員・主任児童委員	12,000			3年任期、11月任期満了
青少年指導委員	12,000	1	12,000	青少年指導委員(欠)とスポーツ推進委員が(子供会)の活動も行う
スポーツ推進委員	12,000	1	12,000	
環境事業推進委員	12,000	1	12,000	1名欠員
保健活動推進委員	12,000	1	12,000	1名コーディネーター(地域)
文化部活動推進委員	12,000	0	0	1名欠員
防犯街灯委員	12,000	1	12,000	
家庭防災連絡委員	12,000	1	12,000	
子供会	12,000	0	0	活動他部署代行
滝之上旭台クラブ会長	12,000	1	12,000	クラブの他委員は願無償
合計			354,000	

2 退任した役員への謝礼金は、在職6年以上を役員手当の1/3、12年以上を1/2とする。

第3条（支払方法） 役員手当の支払いは、年度末を基本とする。

2 兼任者に対して、役員手当額の高額の方のみの支払とする。同額の場合は、いずれか支給。

第4条（会計処理） 役員手当は、すべて人件費の費目で会計処理する。

第5条（改正） この取り決めは、役員会において年度予算策定時に検討する。

（付則） この取り決めは、平成27年4月1日に制定・施行する。

2 この取り決めは、平成31年4月1日から改正・施行する。

3 この取り決めは、令和3年4月1日から改正・施行する。

4 この取り決めは、令和4年4月6日から改正・施行する。

5 この取り決めは、令和5年4月1日から改正・施行する。

VII. 総会に関する取り決め

(目的)

第1条 本会は、本会規約第3章並びにこの取り決めに則り総会を開催する。

(開催案内と周知)

第2条 多くの会員が出席できるよう、総会の日時、会場、議案等を開催の14日前までに周知しなければならない。

2 通常総会が開催できない場合、役員会の了解のもとで書面をもって稟議総会を開催することができる。なお、稟議総会の集約は、会長（議長）、副会長、部長、会計担当、庶務他の立ち合いのもとで実施する。

(委任状)

第3条 通常総会当日出席できない会員のために、予め委任状を回覧し、班長が個人情報に留意して回収後庶務（係）にこれを報告し、庶務（係）を通じて議長に届けなければならない。

2 委任状は、次のフォームを基本とし、必要事項に記載・捺印し、会長に提出する。

3 戸別住宅居住者及び集合住宅居住者には、委任状フォーム(A)及び委任状フォーム(B)をそれぞれ適用する。

4 集合住宅居住者で、会員数が少ない場合、委任状フォーム(A)を適用する。

5 封書による委任状提出を希望される場合、封書にて受領する。

回覧票

第〇〇班

フォーム(A) 00年度総会委任状（戸別住宅居住者用）

委任状は、総会に①出席にするか②出席しないかのいずれかにお願いします。

なお、個人情報保護の観点から不都合な方は①、②いずれかと世帯主名を明記捺印の上、封書にて班長さんにお届けください。

また、ご意見は封書にて班長さんにお届け願います。

氏名	署名 印		回覧日時
	① 総会に出席する。万一出席できない時、議長に委任する。	② 総会に出席できないので、議長に委任する。	
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
◎〇〇〇			
合計			
封書数			

◎ 印は班長さんです。

回覧は速やかに、お隣へ回しましょう。

最後の方は、班長さんにお戻してください。

班長さんは、必ず地区の庶務（係）までお届けください。
 滝之上地区の班：田中 みどり（623）1820（FAX・電話兼用）
 根岸旭台地区の班：田中 靖三（623）6408（FAX・電話兼用）

【個人情報保護】

ご記入いただいた個人情報は、総会終了後、速やかに廃棄いたします。

フォーム（B）00 年度総会委任状（集合住宅居住者用）

委任状提出は、町内会ご加入世帯につき一票といたします。

班長さんは、集合住宅において③居住者で一括委任するか、④居住者が個別委任するかをご確認ください。

③ 居住者で一括委任する場合、委任総数をご報告ください。

④ 居住者が個別委任する場合、預かった委任状と委任状総封書数をご報告ください。

④の個別委任状には、「①総会に出席するが、万一出席できない時、議長に委任する。②総会に出席できないので、議長に委任する。」のいずれかと世帯主名を明記捺印の上封書に入れ班長さんにお届け願います。

また、ご意見も封書でお願いいたします。

氏名	署名 印		回覧日時
◎○○○			
集約方法	③居住者で一括委任する	④居住者が個別に委任する	
総数			

◎印は集合住宅居住者代表の班長さんです。

班長さんは速やかに、集合住宅内の委任状の集約に努めましょう。

班長さんは、必ず地区の庶務（係）までお届けください。

滝之上地区の班：田中 みどり 623）1820（FAX・電話兼用）

根岸旭台地区の班：田中 靖三（623）6408（FAX・電話兼用）

【個人情報保護】

ご記入いただいた個人情報は、総会終了後、速やかに廃棄いたします。

（稟議総会状）

第4条 稟議総会の開催に当たり、予め総会議案書を会員に回覧し、班長が個人情報に留意してこれを回収後庶務（係）に報告し、庶務（係）を通じて議長に届けなければならない。

2 稟議総会状は、次のフォームを基本とし、必要事項に記載・捺印し、議長に提出する。

3 戸別住宅居住者及び集合住宅居住者には、稟議総会状フォーム（A）及び稟議総会状フォーム（B）をそれぞれ適用する。

4 集合住宅居住者で、会員数が少ない場合、稟議総会状フォーム（A）を適用する。

5 封書による稟議総会状提出を希望される場合、封書にて受領する。

回覧票

第○○班

フォーム（A）00 年度稟議総会状（戸別住宅居住者用）

稟議総会状は、総会議案書に①賛成にするか②賛成しないかのいずれかにお願いします。

なお、個人情報保護の観点から不都合な方は①、②いずれかを世帯主名を明記捺印の上、封書にて班長さんにお届けください。

また、ご意見は封書にて班長さんにお届け願います。

氏名	署名 印		回覧日時
	①総会議案書に賛成する。	②総会議案書に賛成できないが、稟議総会集約結果に従う。	
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
◎〇〇〇			
合計			
封書数			

◎ 印は班長さんです。

回覧は速やかに、お隣へ回しましょう。

最後の方は、班長さんにお戻しください。

班長さんは、必ず地区の庶務（係）までお届けください。

滝之上地区の班：田中 みどり（623）1820（FAX・電話兼用）

根岸旭台地区の班：田中 靖三（623）6408（FAX・電話兼用）

【個人情報保護】

ご記入いただいた個人情報は、稟議総会終了後、速やかに廃棄いたします。

フォーム（B）00 年度稟議総会状（集合住宅居住者用）

稟議総会状の提出は、町内会ご加入世帯につき一票といたします。

班長さんは、集合住宅において①居住者で一括賛否集約するか、②居住者が個別提出するかをご確認ください。

①居住者で一括賛否集約する場合、賛成と反対の集約総数をご報告ください。なお、稟議総会議案書に賛成できたい方であっても、稟議総会の集約結果に従うことといたします。

②居住者が個別提出する場合、班長さんは預かった個別提出状と提出状総封書数をご報告ください。

個別提出状には、「①総会資料に賛成する。②総会資料に賛成できないが、稟議総会の集約結果に従う」のいずれかの選択と世帯主名を明記捺印の上封書に入れ班長さんにお届け願います。

また、ご意見も封書でお願いいたします。

氏名	署名 印		回覧日時
◎〇〇〇			
集約方法	①居住者で一括賛否集約する	②居住者が個別に提出する	
総数	賛成： 反対：	封書総数：	

◎印は集合住宅居住者代表の班長さんです。

班長さんは速やかに、集合住宅内の稟議総会状の集約に努めましょう。

班長さんは、必ず地区の庶務（係）までお届けください。

滝之上地区の班：田中 みどり（623）1820（FAX・電話兼用）

根岸旭台地区の班：田中 靖三（623）6408（FAX・電話兼用）

【個人情報保護】

ご記入いただいた個人情報は、総会終了後、速やかに廃棄いたします。

（総会資料）

第5条 総会資料は、年度事業報告、同決算報告、同監事監査報告、役員選任・退任・解任、規約の改正、次年度事業計画案、次年度事業予算案、他重要事項とする。

（雑則）

第6条 総会議事録は、総会開催日から1カ月以内に全会員に開示しなければならない。

2 稟議総会議事録も第1項に準ずる。

（改廃）

第7条 この取り決めは、役員会において改廃する。

（付則）

この取り決めは、平成27年3月1日に制定・施行する。

この取り決めは、平成31年4月6日に制定・施行する。

この取り決めは、令和2年4月6日に制定・施行する。

VIII. 会計に関する取り決め

(目的)

第1条 本会は、一般事業会計並びに特定事業会計を一括して会計処理する。

(予算)

第2条 本会の事業担当役員は、中区連合町内会長連絡協議会指針に準拠して次年度予算案を作成し、会計を通じて総会前の役員会に提出しなければならない。

2 予算案は、少なくとも3月度の役員会に提出しなければならない。

(決算)

第3条 本会の事業担当役員は、中区連合町内会長連絡協議会指針に準拠して当該年度決算書を作成し、会計を通じて総会前の役員会に提出しなければならない。

2 当該年度の間接決算は9月に実施し、10月の役員会を目途に報告しなければならない。

3 当該年度の余剰金は、その一部を特定事業のうちに町内会館設置等のための積立金とすることができる。積立金がある場合、直近の総会に報告しなければならない。

(監査)

第4条 会計は、定期総会前に会長、副会長、会計等役員の立会のもと監事による会計監査を受けなければならない。

(会計諸表)

第5条 予算書、決算書(収支計算書)、財産目録を会計諸表とする。

(諸表及び証憑保管)

第6条 会計諸表並びに入出金伝票、領収書等証憑は少なくとも5年間保管する。

(雑則)

第7条 特定事業に係わる予算書、決算書、財産目録等の処理は、特定事業担当役員との連携により遂行する。

2 特定事業に係わる口座は、専用口座であることが望ましい。

3 特定事業に係わる資産は、役員会の議を経ることなく、一般事業会計に流用してはならない。ただし、特定資産である町内会館設置等積立は、大災害の発生や会員数の急激な減少が発生など不測の状況が生じた場合、役員会の決議を経て一般事業に運用することができる。

(改廃)

第8条 この取り決めは、役員会において改廃する。

(付則)

この取り決めは、平成27年4月1日に制定・施行する。

2 この取り決めは、平成29年3月31日に制定・施行する。

町内会加入申請書

令和 年 月 日

滝之上旭台町内会会長

「滝之上旭台町内会」加入申請書

フリガナ	
世帯主氏名	
住 所 (アパート名、マンション名までご記入ください)	
電話番号	
町内会に対するご意見など	

【個人情報の取扱】

ご記入いただいた個人情報は、会員相互の及び役員との諸連絡、町内会諸活動、災害時の避難、救助活動、会議資料作成、名簿作成等の際に利用します。また、あらかじめ本人の同意なく第三者に提供することはありません。詳細は、「個人情報取扱規程」にあります。

【町内会費】

- ① 会費は、1世帯当たり月額300円です。
- ② 会費の納入は、年払いをお願いします。なお、途中転居される場合は、申し出（退会届）により未経過分を返金させていただきます。

【お問合せ先】

ご不明のところがございましたら、会長、班長又は庶務までお問い合わせください。

町内会退会届

令和 年 月 日

滝之上旭台町内会会長

「滝之上旭台町内会」退会届

フリガナ	
世帯主氏名	
住 所 (アパート名、マンション名までご記入ください)	
電話番号	
退会理由	

【個人情報の取扱】

ご記入いただいた個人情報は、会員相互の及び役員との諸連絡、町内会諸活動、災害時の避難、救助活動、会議資料作成、名簿作成等の際に利用します。また、あらかじめ本人の同意なく第三者に提供することはありません。詳細は、「個人情報取扱規程」にあります。

【再加入】

町内会への加入・退会は自由です。地域活動に再び参加したいとき、あるいは自由な時間ができたと時などには、いつでも再加入できますのでご連絡ください。

【お問合せ先】

ご不明のところがございましたら、会長、班長または庶務までお問い合わせください。

滝之上旭台クラブ退会届

令和 年 月 日

滝之上旭台クラブ会長 あて

「滝之上旭台クラブ」退会届

フリガナ	
氏 名	
住 所 (アパート名、マンション名までご記入ください)	
電話番号	
退会理由など	

【個人情報の取扱】

ご記入いただいた個人情報は、会員相互の及び役員との諸連絡、クラブ諸活動、災害時の避難、救助活動、会議資料、名簿作成等の際に利用します。また、本人の同意なく第三者に提供することはありません。詳細は、町内会「個人情報取扱規程」にあります。

【再入会】

滝之上旭台クラブ（シニア会）への入会・退会は自由です。
町内会外にお住まいの方でも、地域活動に再び参加したいときなど再入会できますので、いつでもご連絡ください。

【お問合せ先】

ご不明のところがございましたら、会長または庶務までお問い合わせください。